

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第101号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市健康増進センターの利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都市健康増進センターの利用料金についても上限額を改定することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第101号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「9,250円」を「9,420円」に改め、同項第2号中「7,200円」を「7,330円」に改め、同項第3号中「5,140円」を「5,230円」に改める。

別表第2施設（駐車場及び付属施設を除く。）の利用の項中「6,680」を「6,800」に、「7,810」を「7,960」に、「1,130」を「1,150」に、「920」を「940」に、「610」を「620」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市健康増進センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市健康増進センターの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）